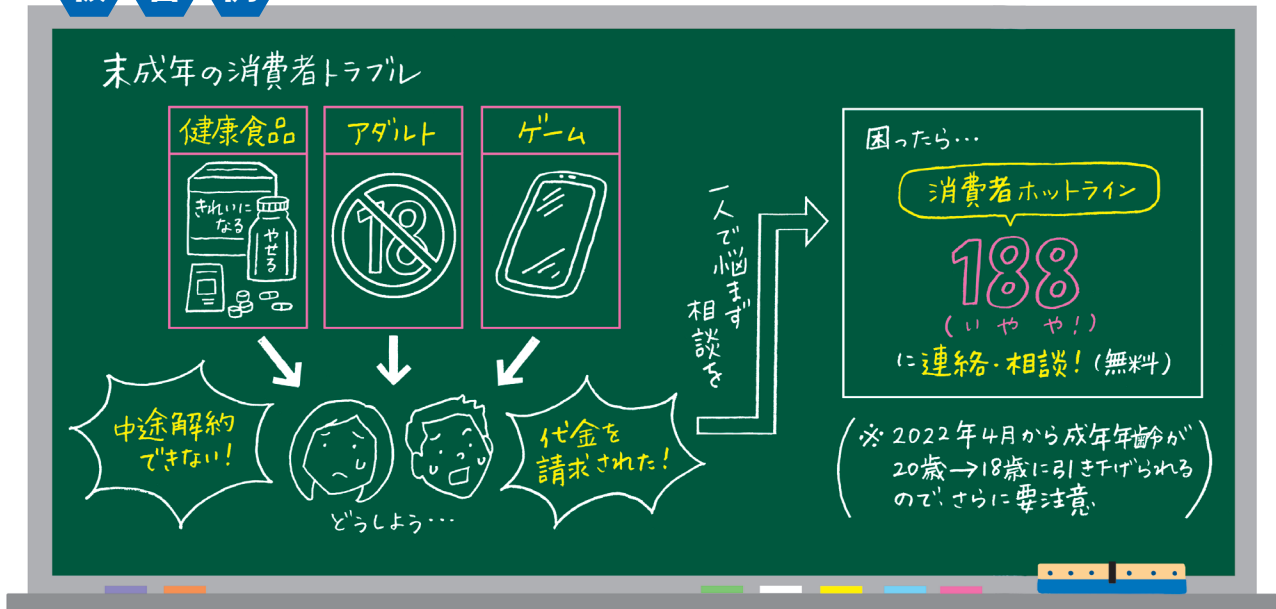


高校生が注意したい消費者トラブル

文：国分 さやか

板書例



10代の消費者トラブルで多いのはアダルト、健康食品、ゲーム関連

振り込め詐欺や自然災害による家の修理契約や義援金を求める詐欺など、消費者トラブルに関するニュースを耳にするものの、高校生の中には自分には直接関係ないと思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし10代でも消費者トラブルに巻き込まれることはあります。

消費者白書によると、10代（15歳—19歳）に多い消費生活相談は、男女ともにアダルト情報サイト関連です。興味本位でサイトにアクセスし、「18歳以上」をクリックしたり無料動画を再生したりすると、会員登録したことになり、代金を請求されたり、代金請求の表示が画面から消えなくなったりするといったトラブルが起きています。

また女子に多い相談には、美容に関するものがあります。インターネット通販等で購入した健康食品で身体に異常を感じたり、「お試し」で購入するつもりが定期購入契約となっていて途中解約ができなかったりといったトラブルが起きています。そのほかにも、エステ契約、モデル・タレント契約に関する相談事例もあります。エステ契約では、家族に反対されたので解約しようとしたものの、中途解約ができなかったり、清算金が返金されなかったりといったトラブルが多くみられます。モデル・タレント契約関連では、従来からあったスカウトに加え、スマホ等からオーディションや募集広告に自ら申し込んだり、SNSで知り合った人から紹介されたりすることがきっかけとなっています。モデルやタレントになるために必要と言われて、商品の購入やサービス利用を勧められる、マネジメント契約、プロフィール撮影料、エステ代を請求されるなど、トラブルも多岐にわたっています。

一方、男子に多い相談は、オンラインゲーム関連です。スマートフォンのオンラインゲームで課金されたにもかかわらず、アイテムがもらえなかったり、表示されていたアイテムと違うものだったり、また保護者のクレジットカードを使って決済してしまったりといったトラブルが起きています。

さらに気を付けなければならないのは、トラブルに巻き込まれていても、トラブルだと認識していなかったり、対処法が分からずに一人で悩んでいたりして、そのまま放置することによって事態が悪化するケースです。困ったときには一人で判断せず、すぐに信頼できる人に相談をすることが大切です。相談しにくい場合には、消費者庁の「消費者ホットライン（188）」に電話すれば無料で相談員が解決のためのアドバイスをしてくれるほか、トラブルの相手との交渉を斡旋してくれることもあります。また、契約する前に不安に感じることなどを相談することもできます。

2022年から成年年齢が18歳に引き下げられる

原則として、未成年者は保護者などの同意なく単独で契約を締結することはできません。たとえ契約したとしても、多くの場合、保護者が取り消すことができます。ただし、未成年者が年齢を偽って成年者であるように見せたりした場合には取り消せません。

ところが、2022年4月からは成年年齢が引き下げられ、2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の者はその日に成年に達するとともに、2004年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に成年に達し、保護者の同意なくさまざまな契約を結べるようになります。大学生が巻き込まれるトラブルには不動産賃貸契約や金融に関するトラブルがありますが、10代で巻き込まれる可能性が出てきます。巻き込まれる要因には、知識不足やうまい話に弱いことなどが挙げられます。契約する前にはよく考えたり調べたり、詳しい人に相談したりすることに加え、強引な勧誘には勇気を出して断ることも大切です。

政府広報オンライン等では、契約に関する基礎知識や万が一トラブルに巻き込まれたときの対処法等を紹介していますので、折に触れて生徒に紹介してはいかがでしょうか。

(参考サイト)

内閣府 ・ [政府広報オンライン](#)

消費者庁 ・ [消費者ホットライン](#)

・ [消費者教育ポータルサイト](#)

・ [若者・高校生向け消費者教育副教材「もしあなたが消費者トラブルにあったら-消費者センスを高めよう!」](#)

警察庁 ・ [警察相談専用電話「#9110」](#)

法務省 ・ [女性の人権ホットライン](#)

● 内容については万全を期しておりますが、配信時現在の情報を基に執筆していること、執筆者個人の見解も含まれていることや本稿は分かりやすさを優先して執筆していることをご理解のうえ、ご利用ください。